

教育委員会会議の概要（令和元年9月定例会）

- ◆ 日 時 令和元年9月20日（金）午後4時から午後4時20分まで
- ◆ 場 所 教育局第会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	加藤 道代	出席
委 員	花輪 公雄	出席
委 員	中村 尚子	欠席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席

◆ 会議の概要

1 開 会

2 議事録承認 7月臨時会及び定例会

3 議事録署名委員の指名 里村 委員

4 報告事項

（1）教育委員会委員の任命について

（総務課長 説明）

口頭で報告

（質疑なし）

5 付議事項

第25号議案 仙台市幼稚園園則の一部改正について

（学事課長 説明）

花輪委員 別紙の4（2）の注意書きに小学校3学年修了前の子どもが算定対象となると記載されているが、この部分の解釈について教えてほしい。

学事課長 対象が3人目の子どもで、上の子どもが小学校3学年修了前の子どもであれば人数にカウントされるということである。

教育長 上の子どもが2人いた時に、その2人ともが小学校3年生までであればカウントす

るということである。

阿子島委員 そうすると、入園時では上の子どもが小学校3年で対象になるが、次年度、小学校4年生に進級すると対象外となるという理解で良いのか。

学事課長 そうである。

加藤委員 考え方はわかったが、なぜ小学校3年生が基準となっているのか教えてほしい。

教育長 これは仙台市独自の基準でなく、国の基準がこのようになっているのか。

学事課長 第3子以降の子どもの算定基準は、旧就園奨励費と同様に小学校第3学年修了前を基準とすると定められている。

教育長 国の基準に則って、仙台市も対応するということである。

吉田委員 免除の対象が副食費に限られている理由は何か。

教育長 今回の幼児教育無償化において主食費は無償化の対象になるが、副食費は無償化の対象外であり、保護者負担となることが、国から示されている。

原案のとおり決定

第26号議案 仙台市就学支援委員会委員の委嘱について

(特別支援教育課長 説明)

原案のとおり決定

6 閉 会